

役員に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人岡山県難聴者協会（以下「本会」という。）定款30条の規定に基づき、役員（理事及び監事）の費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用の支給)

第2条 本会の役員がその職務を行うために費用を要した場合は、その費用を支給する。

(費用の種類)

第3条 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）および手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(費用の計算)

第4条 交通費は業務遂行上最も経済的な経路及び方法により計算する。ただし、業務の都合又は天災、交通事故その他やむを得ない事由で予定の順路によることができなかつたときは、実際に利用した経路及び方法によって計算する。

2 公共交通機関使用交通費は、利用交通機関の運賃によるものとするが、その額が割引又は減免される場合はその運賃により計算する。

3 交通用具使用交通費は、道路・路線経路アプリにより全路程を通算して計算し、路程1キロにつき15円を乗じた額（百円未満切捨て）とする。ただし路程4キロ未満の場合は支給しない。

4 交通用具使用における同乗者については前項の交通費は支給しない。

5 交通費は役員の自宅を発着点として計算する。

6 宿泊費は、県外旅行中の泊数に応じ1泊あたり5,000円とする。ただし会議出席等で参加費に宿泊費相当額が含まれる場合は支給しない。

7 日当は役員が理事会、監査に出席のため県内旅行する場合にあたっては1回あたり1,000円とする。

(職務の種類)

第5条 この規程における対象となる本会の職務の種類は会長が別に定める。

(費用の分担)

第6条 費用の全部又は一部について、招待その他の理由により他から支払いを受けた場合は、この規定に定める金額との差額を支給する。

(費用の清算)

第7条 本会は役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する者については前もって支払うものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、費用に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規程は令和6年6月9日から施行する。